

令和3年度 濃度計量証明結果一覧（地下水）

測定項目	基準値 維持管理指針 (廃止基準)	単位	R3. 4. 23採取		R3. 5採取		R3. 6採取		R3. 7採取		R3. 8採取		R3. 9採取		R3. 10採取		R3. 11採取		R3. 12採取		R4. 1採取		R4. 2採取		R4. 3採取		
			水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果	廃止基準 判定	水質結果
1	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7.2	○																							
2	電気伝導率	-	63	-																							
3	塩化物イオン	-	10	-																							
4	カドミウム	0.003mg/L(H28.9.15改正)	-	-																							
5	全シアン	検出されないこと	-	-																							
6	鉛	0.01mg/L	-	-																							
7	六価クロム	0.05mg/L	-	-																							
8	砒素	0.01mg/L	-	-																							
9	総水銀	0.0005mg/L	-	-																							
10	アルキル水銀	検出されないこと	-	-																							
11	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	-	-																							
12	ジクロロメタン	0.02mg/L	-	-																							
13	四塩化炭素	0.002mg/L	-	-																							
14	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	-	-																							
15	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	-	-																							
16	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	-	-																							
17	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	-	-																							
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	-	-																							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L(H28.9.15改正)	-	-																							
20	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	-	-																							
21	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	-	-																							
22	チウラム	0.006mg/L	-	-																							
23	シマジン	0.003mg/L	-	-																							
24	チオベンカルブ	0.02mg/L	-	-																							
25	ベンゼン	0.01mg/L	-	-																							
26	セレン	0.01mg/L	-	-																							
27	一般細菌	100個/mL	-	-																							
28	大腸菌	検出されないこと	-	-																							
29	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L	-	-																							
30	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	-	-																							
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L	-	-																							
32	鉄及びその化合物	0.3mg/L	-	-																							
33	銅及びその化合物	1.0mg/L	-	-																							
34	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	-	-																							
35	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	-	-																							
36	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L	-	-																							
37	蒸発残留物	500mg/L	-	-																							
38	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	-	-																							
39	フェノール類	0.005mg/L	-	-																							
40	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5mg/L	-	-																							
41	臭気	異常でないこと	-	-																							
42	色度	5度以下であること	-	-																							
43	濁度	2度以下であること	-	-																							
44	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	-	-																							
45	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L	-	-																							
46	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	-	-																							

※基準値

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）（最終改正：平成31年3月20日環境省告示54号）別表抜粋

「不検出」とは、公定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

全シアンの定量下限：0.1mg/L、アルキル水銀の定量下限：0.0005mg/L、PCBの定量下限：0.0005mg/L

：自然由来である測定項目(季節変動又は塩素未処理等の影響により基準値を超える場合がある) 【H29.12より再採水は行わない】

：地下水観測ピットに堆積した土砂の影響と考えられるため、清掃後再分析実施(R2.5.27)、水質結果0.005mg/L ○

令和3年度 濃度計量証明結果一覧（放流水）

測定項目	基準値 許容限度 (維持指針)	単位	R3. 4. 23採取		R3. 5採取		R3. 6採取		R3. 7採取		R3. 8採取		R3. 9採取		R3. 10採取		R3. 11採取		R3. 12採取		R4. 1採取		R4. 2採取		R4. 3採取		
			水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果
1	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7.1	○																							
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	60	1.7	○																							
3	化学的酸素要求量 (COD)	90	1.7	○																							
4	浮遊物質量 (SS)	60	<1	○																							
5	窒素含有量	120(日間平均60)	0.7	○																							
6	カドミウム及びその化合物	0.03(H28.9.15改正)	<0.001	○																							
7	シアン化合物	1	<0.1	○																							
8	鉛及びその化合物	0.1	<0.005	○																							
9	六価クロム化合物	0.5	<0.05	○																							
10	砒素及びその化合物	0.1	<0.005	○																							
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	<0.0005	○																							
12	アルキル水銀	検出されないこと	不検出	○																							
13	セレン及びその化合物	0.1	<0.005	○																							
14	ほう素及びその化合物	50	<0.2	○																							
15	ふっ素及びその化合物	15	<0.08	○																							
16	有機燐化合物	1	-	-																							
17	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003	-	-																							
18	トリクロロエチレン	0.1(H28.9.15改正)	-	-																							
19	テトラクロロエチレン	0.1	-	-																							
20	ジクロロメタン	0.2	-	-																							
21	四塩化炭素	0.02	-	-																							
22	1,2-ジクロロエタン	0.04	-	-																							
23	1,1-ジクロロエチレン	0.2(H21.4.9改正)	-	-																							
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	-	-																							
25	1,1,1-トリクロロエタン	3	-	-																							
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	-	-																							
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02	-	-																							
28	チウラム	0.06	-	-																							
29	シマジン	0.03	-	-																							
30	チオベンカルブ	0.2	-	-																							
31	ベンゼン	0.1	-	-																							
32	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	-	-																							
33	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	5	-	-																							
34	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	30	-	-																							
35	フェノール類含有量	5	-	-																							
36	銅含有量	3	-	-																							
37	亜鉛含有量	2	-	-																							
38	溶解性鉄含有量	10	-	-																							
39	溶解性マンガン含有量	10	-	-																							
40	クロム含有量	2	-	-																							
41	大腸菌群数	3000	個/cm <sup>3</sup>	-	-																						
42	磷含有量	16(日間平均8)	-	-																							
43	1,4-ジオキサン	0.5	-	-																							
44	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L	-	-																						
45	放射性セシウム(Cs-134)	-	Bq/L	-	-																						
46	放射性セシウム(Cs-137)	-	Bq/L	-	-																						

「不検出」とは、公定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限又は検出下限を下回ることをいう。

アルキル水銀の定量下限：0.0005mg/L

放射性セシウム検出下限：1Bq/L

令和3年度 濃度計量証明結果一覧（保有水）

測定項目	基準値	単位	R3. 4. 23採取		R3. 5採取		R3. 6採取		R3. 7採取		R3. 8採取		R3. 9採取		R3. 10採取		R3. 11採取		R3. 12採取		R4. 1採取		R4. 2採取		R4. 3採取	
	許容限度 (維持指針)		水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定	水質結果	判定
1	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7.4	○																						
2	生物学的酸素要求量 (BOD)	60	1.2	○																						
3	化学的酸素要求量 (COD)	90	2.8	○																						
4	浮遊物質 (SS)	60	<1	○																						
5	窒素含有量	120(日間平均60)	1.6	○																						
6	カドミウム及びその化合物	0.03(H28.9.15改正)	-	-																						
7	シアン化合物	1	-	-																						
8	鉛及びその化合物	0.1	-	-																						
9	六価クロム化合物	0.5	-	-																						
10	砒素及びその化合物	0.1	-	-																						
11	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	-	-																						
12	アルキル水銀	検出されないこと	-	-																						
13	セレン及びその化合物	0.1	-	-																						
14	ほう素及びその化合物	50	-	-																						
15	ふっ素及びその化合物	15	-	-																						
16	有機リン化合物	1	-	-																						
17	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003	-	-																						
18	トリクロロエチレン	0.1(H28.9.15改正)	-	-																						
19	テトラクロロエチレン	0.1	-	-																						
20	ジクロロメタン	0.2	-	-																						
21	四塩化炭素	0.02	-	-																						
22	1,2-ジクロロエタン	0.04	-	-																						
23	1,1-ジクロロエチレン	0.2(H21.4.9改正)	-	-																						
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	-	-																						
25	1,1,1-トリクロロエタン	3	-	-																						
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	-	-																						
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02	-	-																						
28	チウラム	0.06	-	-																						
29	シマジン	0.03	-	-																						
30	チオベンカルブ	0.2	-	-																						
31	ベンゼン	0.1	-	-																						
32	アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	-	-																						
33	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5	-	-																						
34	ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30	-	-																						
35	フェノール類含有量	5	-	-																						
36	銅含有量	3	-	-																						
37	亜鉛含有量	2	-	-																						
38	溶解性鉄含有量	10	-	-																						
39	溶解性マンガン含有量	10	-	-																						
40	クロム含有量	2	-	-																						
41	大腸菌群数	3000	個/cm <sup>3</sup>	-	-																					
42	リン含有量	16(日間平均8)	-	-																						
43	1,4-ジオキサン	0.5	-	-																						
44	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L	-	-																					

「不検出」とは、公定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

アルキル水銀の定量下限：0.0005mg/L